

不利益処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局保健所感染症対策課 (6 6 4 7 - 0 6 5 6)
処分担当名	同上
処分の名称	就業制限
概要	市長は、一から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症に係る医師からの届出を受けた場合に、当該感染症のまん延を防止するために必要があると認めるときは、当該患者またはその保護者に対し一定の職業（処分基準欄参照）への就業を制限することができます。 なお、就業制限は、法律上課せられる義務であり、行政庁の行為によって課せられるものではないため、就業制限そのものを行政不服審査法で争うことはできません。
根拠法令等 及び条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条 第18条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第11条
処分基準	<p>処分基準 市長が一から三類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症のまん延を防止するために必要があると認めるとき。</p> <p>処分の対象 一類から三類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者又は無症状病原体保有者。</p> <p>具体的処分 就業制限 就業制限の対象業務 当該者に次のとおり就業制限の対象業務が定められています。 <ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、マールブルグ病 及びラッサ熱 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び他者の身体に直接接触する業務 ・結核 接客業その他の多数の者に接触する業務 ・ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）、新型インフルエンザ等感染症、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルスであるものに限る）、痘そう、特定鳥インフルエンザ、ペスト及び指定感染症 飲食物の製造、販売、調製又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務及び接客業 その他多数の者に接触する業務 ・急性灰白髄炎、コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス 飲食物の製造、販売、調整又は取扱いの際に飲食物に直接接触する業務 </p> <p>就業制限の期間 感染症の区分に応じ、次のとおり就業制限の期間が定められています。 <ul style="list-style-type: none"> ・結核、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、鳥インフルエンザ及び指定感染症 その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間 ・上記以外の感染症 その病原体を保有しなくなるまでの期間 </p>
ホームページ	
備考	